

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市ふれあいプラザの指定管理者の指定		
根 拠 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）	（条項）	第9条
基 準 法 令 名	大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）	（条項）	第9条
所 管 部 署	健康福祉部福祉政策課		
標 準 処 理 期 間	120 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [指定管理者の指定に係る審査基準] 指定管理予定者の指定に係る審査基準は、大津市ふれあいプラザ条例第9条各号に掲げるとおりとする。 参 考 [根拠法令・基準法令] 大津市ふれあいプラザ条例 （指定管理者の指定の基準） 第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。 （1） プラザの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 （2） プラザの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。 （3） プラザの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。